

## 第7章 主要関連法規

### 1. WTO 加盟と法改正

#### (1) 法改正の状況

ベトナムは、2007年1月11日にWTOに加盟した。その加盟の準備のため2005年に共通投資法と統一企業法が制定され、その後も数々の国内法の整備が進められてきた。図表 7-1 では、最近の法制度の整備状況をまとめている（法律やその施行政令・省令は多数あるため、海外からの投資に関連する主な法律のうち、基本的に2015年以降に施行された近時のものに限って掲載した）。

2005年に制定された共通投資法と統一企業法は、2014年末に大幅に改訂され、それらの基本法を施行する政令や省令が多数公布、施行された他、2020年にも投資法と企業法が改訂され、2021年1月1日から改正法が施行された（「2. 主要外資関連法規」参照）。この他、税制上の優遇措置に関連する法人所得税法、商業活動に関連する商法なども改正され、それらを施行するための施行細則を定めた政令（Decree）や省令（Circular）がそれぞれ公布、施行されている。また、以前はベトナム人と外国人で別々に運用されていた個人所得税も、法改正により、2009年1月から一本化（Law No.04/2007/QH12）され、その後、個人所得税法も改正されている。

更に、ベトナムは、環太平洋戦略経済連携協定「包括的及び先進的な環太平洋パートナーシップ協定」（CPTTP）に加盟し、2019年1月14日から適用が始まっている。CPTTPにおける公約を遵守するため、ベトナムは、労働法、知的財産法、贈収賄規制法などの改正を行った。

図表 7-1 最近の法整備状況

法律	施行細則などの整備状況
投資法 (Law No. 61/2020/QH14)	2021年1月1日施行。  【主な施行政令】 ・ 2021年3月26日付Decree 31/2021/ND-CP（投資禁止業種・条件付投資業種や投資優遇措置の保証を定めたもの） ・ 2021年3月29日付Decree 35/2021/ND-CP（投資法の条項の詳細な規定及び施行案内をする議定）
企業法 (Law No. 59/2020/QH14)	2021年1月1日施行。  【主な施行政令】 ・ 2021年1月4日付Decree 01/2021/ND-CP（企業登記に関するもの） ・ 2021年4月1日付Decree 47/2021/ND-CP（企業法の条項の詳細を規定するもの）
競争法 (Law No. 23/2018/QH14)	2019年7月1日施行。
汚職防止対策法 (Law No. 36/2018/QH14)	2019年7月1日施行。

法律	施行細則などの整備状況
知的財産法 (Law No. 50/2005/QH11。Law No. 36/2009/QH12 of June 19, 2009 及びLaw No. 42/2019/QH14により改正)	2006年7月1日施行 (Law 42/2019/QH14による改正部分は2019年11月1日施行)。  【施行政令】 2018年2月23日付Decree 22/2018/ND-CP (著作権などに関して知的財産法の施行細則を定めたもの)
サイバーセキュリティ法 (Law No. 24/2018/QH14)	2019年1月1日施行。  【施行政令】 2022年8月15日付Decree 53/2022/ND-CP (サイバーセキュリティ法の施行規則を定めたもの/データローカライゼーションの義務の詳細)
技術移転法 (Law No. 07/2017/QH14)	2018年7月1日施行。  【主な施行政令・省令】 ・2018年5月15日付Decree 76/2018/ND-CP (技術移転法の施行規則を定めたもの) ・2018年5月15日付Circular 02/2018/TT-BKHCH (移転制限のある技術の移転契約に関する報告などに関するもの)
外国貿易管理法 (Law No. 05/2017/QH14)	2018年1月1日施行。  【主な施行政令・省令】 ・2018年5月15日付Decree 69/2018/ND-CP (外国貿易管理法の施行細則を定めたもの) ・2018年3月8日付Decree 31/2018/ND-CP (商品の原産地に関するもの) ・2018年6月15日付Circular 12/2018/TT-BCT (貿易管理法及びDecree 69/2018/ND-CPの細則を定めたもの) ・2018年4月3日付Circular 05/2018/TT-BCT (商品の原産地に関するもの) ・2019年4月19日付Decision 18/2019/QD-TTg (中古機械の輸入に関するもの) ・2022年1月10日付Decree 08/2022/ND-CP (廃棄物及びスクラップの輸入に関するもの)
政令143号 (Decree No. 143/2018/ND-CP)	2018年12月1日施行。  ・外国人労働者の強制社会保険への加入を義務付けるもの
政令09号 (Decree No. 09/2018/ND-CP)	2018年1月15日施行。  ・外国投資家及び外国投資企業による商品の流通及び販売活動に関する政令で、小売業のためのトレーディングライセンスや店舗設立許可などに関する要件などを定めたもの

法律	施行細則などの整備状況
電力法 (Law No. 28/2004/QH11。Law No. 24/2012/QH13及びLaw 28/2018/QH14により改正)	2005年7月1日施行。  【再生可能エネルギー分野での主な下位法令】 ・2011年6月29日付Decision 37/2011/QD-TTg (風力発電の開発奨励に関するもの。2018年9月10日付Decision 39/2018/QD-TTgによって一部改正) ・2020年4月6日付Decision 13/2020/QD-TTg (太陽光発電を強化するための仕組みについて定めたもの) ・2020年7月17日付Circular 18/2020/TT-BCT (プロジェクト開発及び太陽光発電事業に適用される電力購入契約の標準様式について定めたもの) ・2022年1月11日付Law 03/2022/QH15 (投資法の一部条項を改正する法律)により、再生可能技術を含めたベトナム電力の品質向上に向け民間投資による送電網の建設・運営が可能となった。
信用機関法 (Law No. 47/2010/QH12。Law No. 17/2017/QH14により改正)	2011年1月1日施行 (2017年改正法は2018年1月15日施行)。  【主な施行政令】 Decree 39/2014/ND-CP (ファイナンスカンパニー及びファイナンスリースカンパニーの運営に関する政令。Decree 16/2019/ND-CPにより改正。)
国際物品売買契約に関する国連条約 (ウィーン売買契約) (CISG)	2015年12月18日に加盟し、ベトナムにおいては2017年1月1日から発行。
包括的及び先進的な環太平洋パートナーシップ協定 (CPTTP)	2019年1月14日施行。  【関連法令】 ・CPTTPに基づく優遇輸出関税及び特別優遇輸入関税に関する2019年6月26日付Decree 57/2019/ND-CP (2019年から2022年を対象期間としたもの) ・CPTTPの原産地ルールに関する2019年1月22日付Circular 03/2019/TT-BCT、など
官民連携 (PPP) 法 (Law No. 64/2020/QH14)	2021年1月1日施行。(詳細については第8章1. を参照のこと)

(注) 施行政令、省令は、緊急な場合などの例外を除き、発行日から45日後に発効する  
(出所) JETRO ウェブサイト、各種資料より作成

- 輸出加工企業への優遇措置の扱い

これまで輸出加工企業 (EPE) が享受していた、輸出実績に連動した税制上の優遇措置は、WTO 加盟によって廃止されることになった。中でも、繊維・縫製の輸出企業に対する優遇措置は、2007 年度より即時撤廃となった。ただし、法人所得税法は 2008 年に改正された後、Law No. 32/2013/QH13 (2013 年 6 月 19 日付) 及び Law No. 71/2014/QH13 (2014 年 11 月 26 日) によって、再度改正されている。

- サービス分野の市場開放スケジュール

WTO 加盟の合意文書によると、各分野共通のコミットメントとして、次のような点が示されている (個別に指摘されている場合はそれに従う)。

- ✓ 外国投資企業は BCC (Business Cooperation Contract、事業協力契約)、合弁、100% 外資でベトナムに進出可能。
- ✓ 外国のサービス事業者の駐在員事務所をベトナムに設立することは認められるが、直接的に利益を得る事業を行うことはできない。
- ✓ 外国のサービス事業者はベトナム企業の株式を取得できるが、ベトナムの法律などで規定されない限り、その上限は定款に定められた資本の 30% までとされていたが、WTO 加盟から 1 年後、この規制は撤廃される。

図表 7-2 に、具体的な市場開放に関する状況を記載している。

図表 7-2 サービス分野の市場開放スケジュール例

分野 <sup>(注1)</sup>	内容
建設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ WTO 加盟後ただちに外資 100%での現法設立可能。WTO 加盟から 2 年間は、外資 100%の企業はベトナムの外資系企業及び外資に資金提供されたプロジェクトにのみサービス提供可能。</li> <li>・ WTO 加盟から 3 年後に、支店展開 (branching) が可能になると約束されており、現在のところ、外国投資家による駐在員事務所・支店の設置に関する Decree 07/2016/ND-CP 第 3 条第 1 項及び商工省が公表している外国業者による支店設置が可能なサービスセクターのリストに建設業が含まれていることから、支店の設置は可能である。</li> </ul>
流通業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ WTO 加盟と同時に、流通事業 (distribution) を行う外資系企業は、輸入事業や国内生産品の代理店、卸売、小売事業が可能<sup>(注2)</sup>。</li> <li>・ 代理店・卸売・小売サービス・フランチャイズの進出形態 2007 年末まで… ベトナム企業との合弁のみ、外資出資比率は 49%まで。 2008 年 1 月 1 日以降… 出資比率規制の撤廃 (49%以上の出資が可能に)。 2009 年 1 月 1 日以降… 外資 100%での進出が可能に。2009 年 1 月 1 日時点では、一部の規制品目について取扱いが制限されていたが、2010 年 1 月 1 日からは、外資系企業も、酒類 (ワインなど)、セメント、タイヤ、紙、鉄鋼、AV 機器などの取扱いが認められるようになった。</li> <li>・ 外資系企業が直営店を開設する場合、2 店舗目以降は ENT と呼ばれる出店規制に服する<sup>(注3)</sup>。ただし、環太平洋戦略経済連携協定「包括的及び先進的な環太平洋パートナーシップ協定」(CPTTP) に基づき、CPTTP 発効から 5 年後には、ENT の規制が廃止されることが約束されている。</li> </ul>
銀行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2007 年 4 月 1 日以降、外資 100%での現法設立が可能。</li> <li>・ WTO 加盟から 5 年間は、払込済み資本金の割合に応じて、外国銀行によるベトナム人のベトナムドンでの預金受入れ可能。2011 年 1 月 1 日より規制撤廃 (ただし、最低資本金規制などについて定めた 2014 年 11 月 20 日付けの Circular No. 36/2014/TT-NHNN dated 20 Nov 2014 (Circular No. 19/2017/TT-NHNN により改正) などは存在)。</li> </ul>
証券	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ WTO 加盟と同時に、外資系証券会社は駐在員事務所及び合弁企業 (外資出資比率は 49%まで) の設立が可能。</li> <li>・ WTO 加盟から 5 年後に、外資 100%の現法設立が可能になると約束されており、現在のところ、証券法などに基づき外資 100%の現法設立が可能である。</li> </ul>

分野 <sup>(注1)</sup>	内容
保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ WTO 加盟後ただちに外資 100%の現法設立可能。</li> <li>・ 2007 年末まで、外資 100%の保険会社による法定保険事業（自動車損害賠償責任保険、建設に係る保険、石油ガスプロジェクトに係る保険など）の取扱いは認められない。</li> <li>・ WTO 加盟から 5 年後に、外資系保険会社による損害保険の取扱いが可能になると約束されており、現在のところ、保険業法の細則を定めた Decree 73/2016/ND-CP（Decree 151/2018/ND-CP により改正）により、外国損害保険会社による支店設置も認められている。</li> </ul>
医療サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ WTO 加盟と同時に外資 100%の病院設立が可能。ただし、病院事業における最低資本金額の規制がある（病院は 2,000 万ドル、外来患者診療は 200 万ドル、専門科は 20 万ドル）。</li> </ul>

(注 1) WTO 加盟の合意文書には、上記分野のほか、実務サービス（法的サービス・会計・監査など）、通信、教育、観光・旅行、娯楽・文化・スポーツ、環境、運輸などの分野について、市場開放スケジュールが示されている。

(注 2) 次の商品については、WTO 加盟後 3 年以内に順次対象に含めていく：セメント、タイヤ、紙、トラックター、二輪・四輪車、鉄鋼、音響機器、ワイン、肥料など。(ただし、一定品目を除く)。2010 年 1 月 1 日以降…酒類（ワインなど）、セメント、タイヤ、紙。

(注 3) ENT（Economic Needs Test）が適用される場合、経済的な需要を測定した上で許可の付与が判断される（Decree 09/2018/ND-CP 23 条参照）。

(出所) ベトナムの WTO 加盟の作業部会の文書（Schedule CLX – Viet Nam、 Part II - Schedule of Specific Commitments in Services、 List of Article II MFN Exemptions、 2006 年 10 月）及び各種資料により作成

多数のサービス分野で市場開放スケジュールが示されたことは評価できるが、その一方で、市場開放が一度後退した分野も見受けられる。その一つが運輸部門である。例えば、WTO 加盟以前には外資 100%で進出可能であった倉庫業の場合、WTO 加盟時は合弁での進出が認められ（外資の出資比率は 51%まで）、加盟から 7 年後にこの規制は撤廃されることになっていた（運輸業については、2007 年 9 月 5 日付 Decree No.140/2007/ND-CP に参入条件が規定されていた）。現在、Decree No.140/2007/ND-CP は Decree No.163/2017/ND-CP によって置き換えられ、倉庫業について外資規制は撤廃されている。

**ひとくちメモ 3: ベトナムの個人情報保護法**

ベトナムには、日本の個人情報保護法やEUのGDPR（一般データ保護規則）のような個人情報保護法令は存在せず、サイバーセキュリティ法の個別の法令がそれぞれ個人情報やプライバシーの保護に関する規定を定めている。2019年12月にベトナム初めての包括的な個人情報保護法令となる個人情報保護に関する政令の概要が公表され、2021年2月にその詳細を示した草案が公安省からパブリックコメントを募集するために公表された。この草案が発表された時点では、2021年12月の施行を予定していたが、現時点（2022年10月）においてもまだ施行はされていない。というのも、当該草案は非常に問題が多い内容であったことから、国内外問わず多数の改善要望が出されたこともあり、改訂に時間を要しているようである。

草案は、EUのGDPRを参考に、個人情報の処理に本人の同意などの適法性の根拠を必要とし、一定のセンシティブ個人データについて厳格な規制を提供するなどといった規定が定められていた。加えて、ベトナム独自の当局の監視が強い規制を取り入れたため、国内外の企業への影響が大きいものとなった。大きな問題点としては、個人データを域外移転する場合にベトナム当局への事前承認及びコピーデータの国内保存が必要になるなどの当局主導の規制内容が定められたことである。「個人データを域外移転する場合にベトナム当局への事前承認が必要」という観点では、例えば航空会社において、常に乗客の個人情報を域外移転が発生し、直前予約なども想定される中で、当局から事前承認を得るのはほぼ不可能である。また、「コピーデータの国内保存が必要になる」という観点においては、外国からベトナムのサービス利用者にオンラインサービスを提供するような外国事業者、例えばAmazonは、対象データをベトナム国内に保存するために、ベトナムに子会社・支店、もしくは駐在員事務所を開設する必要が出てくる。

**2. 主要外資関連法規****(1) 投資法・企業法****① 新法の目的と変更点**

ベトナムに進出する外資系企業から見て最も重要な法律は、投資法（Law on Investment）と企業法（Law on Enterprises）である。

ベトナム政府は、2014年の国会で、投資法と企業法を大改正し、両改正法とも2015年7月1日より施行されている。これらの大改正により、①国会で定めた投資法のみが、禁止分野や条件付投資分野を設定でき、政省令や地方の規則などで追加的な制限を設定することが禁止されたほか、②株式会社の株主総会において、65%ではなく51%という普通決議要件が認められるようになった。その後、新投資法（61/2020/QH14）が2020年6月に制定され、2021年1月1日から施行された。主な変更点を以下に挙げたが、外国投資企業の実務にとってはそれほど重要ではなく、新投資法と同時に改正された新企業法の方が、実務的に影響が大きいと考えられている。

条件付投資分野の変更：

新投資法別表第4は、投資をする際に一定の条件を満たす必要がある分野（条件付投資分野）のリストを定めている。旧法にて条件付き投資分野の対象となっていた、フランチャイズや物流などがリストから除外され、データセンター事業、電子認証や出版物輸入などがリストに追加されるなどの若干の変更が加えられた。

なお、詳細な条件付投資分野については、施行政令（Decree No.31/2021/ND-CP）にて定められている。

外資を有する企業の定義：

旧法は、外資に対する投資条件が適用されるか否かの判断基準として、外国企業などが「51%以上」の定款資本を有するののかという基準を適用していたが、新投資法では、「51%」から「50%超」へと変更された。

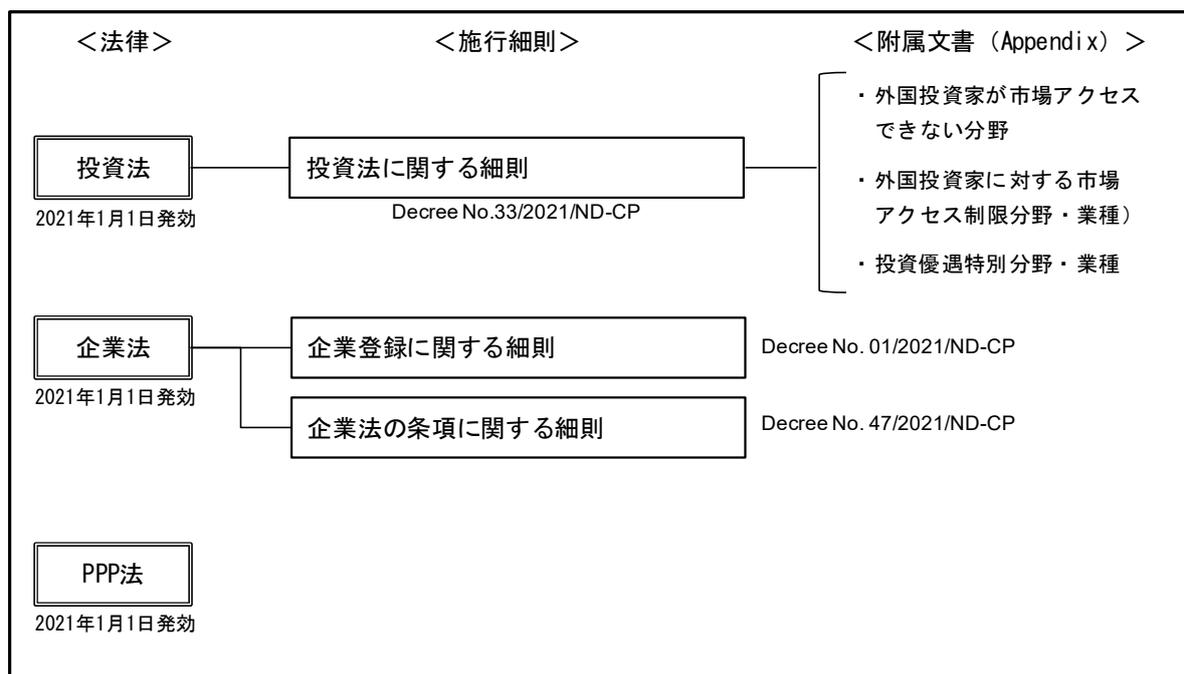
外国投資家による増資引き受け及び出資持分購入の登録手続の変更：

外国投資家が設立済のベトナム企業の増資引受または出資持分購入を行う場合において、投資法に基づく登録手続が要求される条件が新投資法第26条によって若干改正された。具体的には、対象取引により外資比率が増加しない場合には、原則として投資法に基づく登録手続が不要とされた。

## ② 投資法・企業法の施行細則のポイント

ベトナムでは、法律が制定された後、その具体的な運用規則を定めた施行細則が発表される。新しい投資法・企業法下における施行規則の主なポイントとしては次のようなものがある。

図表 7-3 投資に関する新しい法体系



(出所) 過年度資料より作成

## 投資法の施行細則

### 投資に関する細則：

Decree No.33/2021/ND-CP は、経営投資条件・外国投資家に対する市場アクセスの分野・業種及び条件、経営投資の確保、投資優遇・支援、投資手続、外国への投資活動、投資促進、ベトナムにおける経営投資活動及び外国への投資活動に対する国家管理に関する投資法の条項を詳細に規定している。

## 企業法の施行細則

### 企業登録に関する細則：

Decree 01/2021/ND-CP は、企業登記、経営世帯の登記の書類、手順、手続に関する詳細を規定し、経営登記機関及び企業登記、経営世帯の登記についての国家管理に関して規定する。

### 企業法の条項に関する細則：

Decree 47/2021/ND-CP は、社会企業、国営企業、会社グループ、国防・保安企業および国営企業の情報開示に関する条項の詳細を規定している。

## (2) その他の関連法規

投資法、企業法のほかに、ベトナムに進出する企業に関係する主な法律として、以下のものがある。

### ① 税法

ベトナムに進出した外資系企業は、ベトナムの企業と同様に、関連税法により、法人所得税、付加価値税、特別消費税などが課税される。ただし、政策的な配慮から、外資系企業には法人所得税や付加価値税などの各種の減免措置が設けられている。税法についての詳細は、「第 12 章 税制」を参照のこと。

### ② 輸出入関税法

ベトナムに進出した外資系企業は、外国から機械設備や部品・原材料などを輸入する場合には、輸出入関税法（Law No.107/2016/QH13）の規定に従って輸入関税が課税される。ただし、ベトナムとの間で最恵国待遇の関係を結んでいる通商国からの輸入物品には、国内の関税法令により個別に優遇税率が規定される。また、ベトナムとの間で特別優遇輸入関税に関する協定を締結する国・地域からの輸入品には特別優遇税率が適用される。なお、輸出加工区内の企業には輸入関税や輸入時の付加価値税は課税されない。輸出入関税については、「第 12 章 税制」を参照のこと。

### ③ 労働法

ベトナム労働法は、2019年11月に改正され、新労働法（Labor Code、Law 45/2019/QH14）は、2021年1月1日から施行されている。ベトナム労働法はおおまかに、労働法、労働組合法、社会保険法、健康保険法などの各法律から構成されている。また、各法律の下位規則として多くの政令（Decree）、省令（Circular）などが発布されている。

ベトナムに進出した外資系企業は、ベトナム人を雇用するにあたり、労働法に規定されている労働契約、労働条件、社会保険、労働組合活動、労働紛争処理などに関するルールに従わなければならない。また、外国人の雇用に関しては、2016年2月3日付の施行細則 Decree No.11/2016/ND-CP（Decree No.140/2018/ND-CPにより改正）に労働許可証の発給要件や労働許可証不要のケースなどが規定されている。更に、賃金については2013年5月14日付で公表された Decree No.49/2013/ND-CP（Decree No.121/2018/ND-CPにより改正）に規定されている。労働事情に関しては、「第19章 労働事情」を参照のこと。

### ④ 土地法

旧土地法（Law No.13/2003/QH11）が改正され、2014年7月1日から新たな土地法（Land Law、Law No.45/2013/QH13）が施行されている。

ベトナムでは、土地は全人民の所有に属するものとされ、土地法により国家が全人民の代理として土地を管理する権限を有している。したがって、ベトナムに進出しようとする外資系企業は、原則として、国家より土地のリースを受け土地リース料を払う、工業団地のデベロッパーなどからサブリースを受ける、あるいは、国家より土地のリースを受けている現地パートナーから合弁会社へ土地使用权を現物出資の形態で供与してもらうことになる。用地取得に関しては、「第13章 用地取得」を参照のこと。